

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が「平成22年（ワ）第○号損害賠償請求事件の証拠として鹿児島市が裁判所に提出した乙3号証について、鹿児島市保健環境試験所による聞き取り調査結果を人事課に提出する際「原議書」について、公文書の不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 開示請求に係る保有個人情報及び決定の内容

1 開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の内容

平成22年（ワ）第○号損害賠償請求事件の証拠として鹿児島市が裁判所に提出した乙3号証について、鹿児島市保健環境試験所による聞き取り調査結果を人事課に提出する際「原議書」

2 決定の内容

本件対象文書を作成していないことによる公文書の不存在を理由とする不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び内容

1 平成22年（ワ）第○号損害賠償請求事件の証拠として、作成者 保健環境試験所と記載がある。

2 平成28年11月11日保試第103-2号の保有個人情報開示決定通知書及び平成22年8月25日付け決裁の「情報提供について（伺い）」の原議書に乙3号証の資料がある。市役所内で作成したのが保健環境試験所であるかないかを知りたい。

3 真実を知りたい、原議書が存在しないのはおかしい。

4 裁判所に提出された文書では、作成年月日・作成者が、H22.4.16・保健環境試験所とある。証人尋問では、実施機関側の証人、弁護士が質問のやり取りを行っている。証人は、陳述書にも文書を確認して記載しており、文書はあるはずである。

5 審査請求人は、保健環境試験所臨床検査係の職員（退職者、非常勤職員含む。）に電話や面接をし、直接話を聞いている。その結果、乙3号証に記載されている内容を見ているという人もいたので、あるはずである。

6 乙3号証には私のことが書かれており、作成者が誰か不明である。私は私のことが知りたい。私が面接した職員は聞き取り調査のことを知らないと言っている。人事当局が何かをしているのではないか、処分庁がこんなことまでするのかと不安を抱いている。いずれ

にしても真実を知りたいので開示して欲しい。原本作成者・作成年月日までわかっている
ので本当のことを教えて下さい。

第4 審査請求に対する処分庁の説明要旨

審査請求のあった保有個人情報については、実施機関では作成及び取得しておらず、存
在しないため、条例第18条第2項の規定により不開示（不存在）決定としたものである。

審査請求人は、平成22年（ワ）第○号損害賠償請求事件の証拠説明書に、乙3号証の
作成者が保健環境試験所と記載があること、乙3号証に係る開示請求の起案が保健環境試
験所であることを理由に、審査請求に係る原議書が存在しないのはおかしいと主張してい
る。

しかし、庁内間の資料提供等については、必ず原議書を作成しなければならないもので
はなく、また保存文書を確認したところ、現に存在していなかったところである。

以上のことから、今回の保有個人情報の開示請求に対する不開示（不存在）決定は、妥
当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過
は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 本件保有個人情報について

条例において「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得し
た個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機
関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島市情報公開条例第2条第2項に
規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」とされている。

開示請求のあった本件保有個人情報が記録された公文書は、平成22年（ワ）第○号損
害賠償請求事件における証拠資料として、実施機関が裁判所に提出した乙3号証である
保健環境試験所による聞き取り調査結果の書面について、保健環境試験所が人事課に提
出した際の際の原議書を指すものである。

(2) 本件保有個人情報の存否について

本件保有個人情報について、実施機関は、上記第4のとおり「庁内間の資料提供等につ
いては、必ず原議書を作成しなければならないものではなく、また、保存文書を確認
したところ、現に存在していない」旨の主張をしているため、審査会が、文書取扱規程
等を検分したところ、庁内部署間の文書提供において原議書の作成を義務付ける旨の規
定はない。

また、審査会が確認したところ、本件保有個人情報に関する聞き取り調査結果については、審査請求人がその内容を前記訴訟及び実施機関からの情報提供により把握していることは明らかである。

仮に、本件保有個人情報である原議書が作成されているとするならば、その存在を無視して実施機関が不存在としなければならない理由は全く見当たらない。

(3) 審査請求人の主張について

一方、審査請求人は、上記第3のとおり種々の主張を行っているが、いずれも実施機関が本件保有個人情報を作成し、及び保有していると認めるに足る疎明を行っているとは言いがたい。

以上のことから、審査会としては、実施機関は、本件保有個人情報を保有していないと認定せざるを得ない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成29年 1月13日	審査庁から諮問を受けた（処分庁からの弁明書及び審査請求人からの反論書添付）。
平成29年 1月13日	審査請求人に対し、口頭意見陳述申立書の提出を依頼した。
平成29年 2月 6日	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理した。
平成29年 2月22日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
平成29年 3月29日 (第2回審査会)	諮問の審議及び答申案の審議を行った。